

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	97	所管 国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構		職員の身分	非国家公務員	
法人概要	住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図ることを目的とし、市場からの資金調達を通じ民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とするほか、民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野への融資業務等を行っている法人。							
沿革	旧住宅金融公庫は昭和25年6月に設立され、財投資金を活用した住宅建設資金等の直接融資等の業務を実施してきたが、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において、旧住宅金融公庫の廃止及び証券化支援業務を行う独立行政法人の設置が決定されたことを受けて、平成17年に独立行政法人住宅金融支援機構法が制定された。同法に基づき、平成19年4月1日に証券化支援を業務の柱とする独立行政法人住宅金融支援機構が設立され、旧住宅金融公庫は廃止された。（住宅ローンに係る個人向け直接融資は災害対応を除き廃止。旧住宅金融公庫の権利義務は住宅金融支援機構が承継）							
中期目標期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）							
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）				11	10	11	11 [0] (4)	
常勤役員数				11	10	11	11	
非常勤役員数				0	0	0	0	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）				944	923	921	910 [1] (8)	
うち間接部門				245	231	235	230	
うち事業部門				699	692	686	680	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）				216 (0)	201 (0)	209 (0)	203 (0)	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）				125.5 (114.2)	125.1 (112.8)	123.3 (111.5)	— (—)	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）				— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	決算	決算	当初予算	
一般会計（百万円）		353,021	155,233	55,955	46,434			
うち運営費交付金		—	—	—	—			
うち施設整備費補助金		—	—	—	—			
うち施設整備以外の補助金・交付金		326,666	144,325	5,552	16,285			
うち委託費		—	—	—	—			
うち出資金		26,355	10,908	50,403	30,149			
特別会計（東日本大震災復興特別会計）（百万円）		—	166,600	53,900	—			
うち運営費交付金		—	—	—	—			
うち施設整備費補助金		—	—	—	—			
うち施設整備以外の補助金・交付金		—	166,600	53,900	—			
うち委託費		—	—	—	—			
うち出資金		—	—	—	—			
計		353,021	321,833	109,855	46,434			
支出額の推移（百万円）		11,103,099	10,372,089	8,300,097	7,635,244			
収入額の推移（百万円）		9,706,165	9,723,291	8,217,704	8,068,812			
国の財政支出/収入額（％）		3.6	3.3	1.3	0.6			
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	32,169,889	うち流動資産	—				
	負債合計	31,580,388	純資産合計	589,501	うち利益剰余金	▲ 79,160		

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)			
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額	
証券化支援事業	<p>①証券化の枠組みの活用により民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローン（フラット35）の供給を支援するもの。</p> <p>民間金融機関では円滑な供給が困難な長期・固定金利の住宅ローンを買受、信託した上でそれを担保としたMBS（住宅ローン担保証券）を発行する買取型（H15年10月開始）と、民間金融機関の長期・固定金利の住宅ローンに対して住宅金融支援機構が保険を付した上で、それを担保として発行された債券等について、期日とおりの元利払いを保証する保証型（H16年10月開始）の2つがある。</p> <p>現在、全国各地の330の民間金融機関が、住宅金融支援機構と協定を結び、フラット35の供給に参画している。</p> <p>②中期目標において、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良な住宅の取得促進を支援すること、職業等による選別が行われないよう適切な融資審査の推進に努めること、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めることなどが記載されている。</p>	3,331,440	合計		3,459,581	株式会社HS情報システムズ	710	
			国費	国庫補助金		9,494	株式会社住宅債権管理回収機構	32
				政府出資金		49,803	一般財団法人民事務協会	3
							一般財団法人年金住宅福祉協会	4
							一般社団法人全国銀行協会	21
自己収入	住宅金融支援機構債券等		3,400,284					
住宅融資保険事業	<p>①民間金融機関の住宅ローンについて、機構が保険を引き受けることにより民間金融機関による住宅ローンの円滑な供給を支援するもの。</p> <p>あらかじめ機構と民間金融機関との間で住宅融資保険契約を締結。民間金融機関が融資した住宅ローンに貸倒れが発生した場合に、機構は未回収分を保険金として民間金融機関に支払う。</p> <p>②住宅融資保険法第3条において、機構は、民間金融機関との間で、当該金融機関の貸付金の額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、機構と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる旨が定められている。また、中期目標において、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うことなどが記載されている。</p>	45,797	合計		36,459	株式会社HS情報システムズ	77	
			国費					
自己収入	業務収入等		36,459					

事務・事業の構造等（平成25年度）

NO.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

事務・事業の構造等（平成25年度）	住宅資金貸付事業	<p>①災害対応など政策上重要であるものの民間金融機関では対応が困難な融資、高齢者すまい法の成立を受けサービス付高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅等への融資を行う（平成23年11月より）ほか、財形住宅融資制度の枠組みのもと、財形貯蓄を行っている勤労者に対し融資を行うもの。</p> <p>②阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第77条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第138条、福島復興再生特別措置法第33条及び勤労者財産形成促進法第10条第1項において、住宅金融支援機構がその業務として住宅資金貸付事業を行う旨が定められている。また、高齢者の居住の安定確保に関する法律第41条において、サービス付高齢者向け住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付について配慮するものとする旨定められている。なお、中期目標においても、民業補完の趣旨及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い業務を実施することなどが記載されている。</p>	856,314	合計	851,913	株式会社HS情報システムズ	438
				国庫補助金	53,900	株式会社住宅債権管理回収機構	719
				政府出資金	600	一般財団法人民事務協会	3
				国費		一般社団法人全国銀行協会	11
				自己収入	797,413		
	既往債権管理業務	<p>①旧住宅金融公庫が過去に行った融資に係る債権について、的確な債権管理を実施するもの（毎月の返済金の受入れ、返済相談、返済条件の変更、延滞の場合における督促及び担保物件処分による回収等）。</p> <p>中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の期限が平成25年3月末に到来した後も、同法の趣旨をふまえ、引き続き返済相談等を適切に対応。</p> <p>②返済困難者に対する返済条件の変更については、「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」（平成10年10月23日閣議決定）により制度が創設され、以後、利用者の居住の安定の確保のため適切に対応しているところである。また、中期目標において、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応を進めつつ、的確な債権管理を実施することなどが記載されている。</p>	4,176,185	合計	3,983,578	株式会社HS情報システムズ	2,240
				国費		株式会社住宅債権管理回収機構	2,112
						一般財団法人民事務協会	1
						一般社団法人全国銀行協会	12
				自己収入	3,983,578		
団体信用生命保険事業	<p>①機構が生命保険会社等との間で団体信用生命保険等契約※を締結し、フラット35又は旧公庫融資利用者が死亡・高度障害状態等となった場合に生命保険会社から機構に支払われる生命保険金をもって利用者の残りの住宅ローンの弁済を行うもの。</p> <p>（※住宅ローンの債権者である機構が保険契約者及び保険金受取人、フラット35又は旧公庫融資利用者を被保険者とする団体保険契約）</p> <p>②中期目標において、長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うことなどが記載されている。</p>	234,762	合計	230,574	株式会社HS情報システムズ	2,338	
			国費				
			自己収入	230,574			
			業務収入等	230,574			

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計	
		東日本大震災復興特別会計	
住宅資金貸付事業	53,900	53,900	

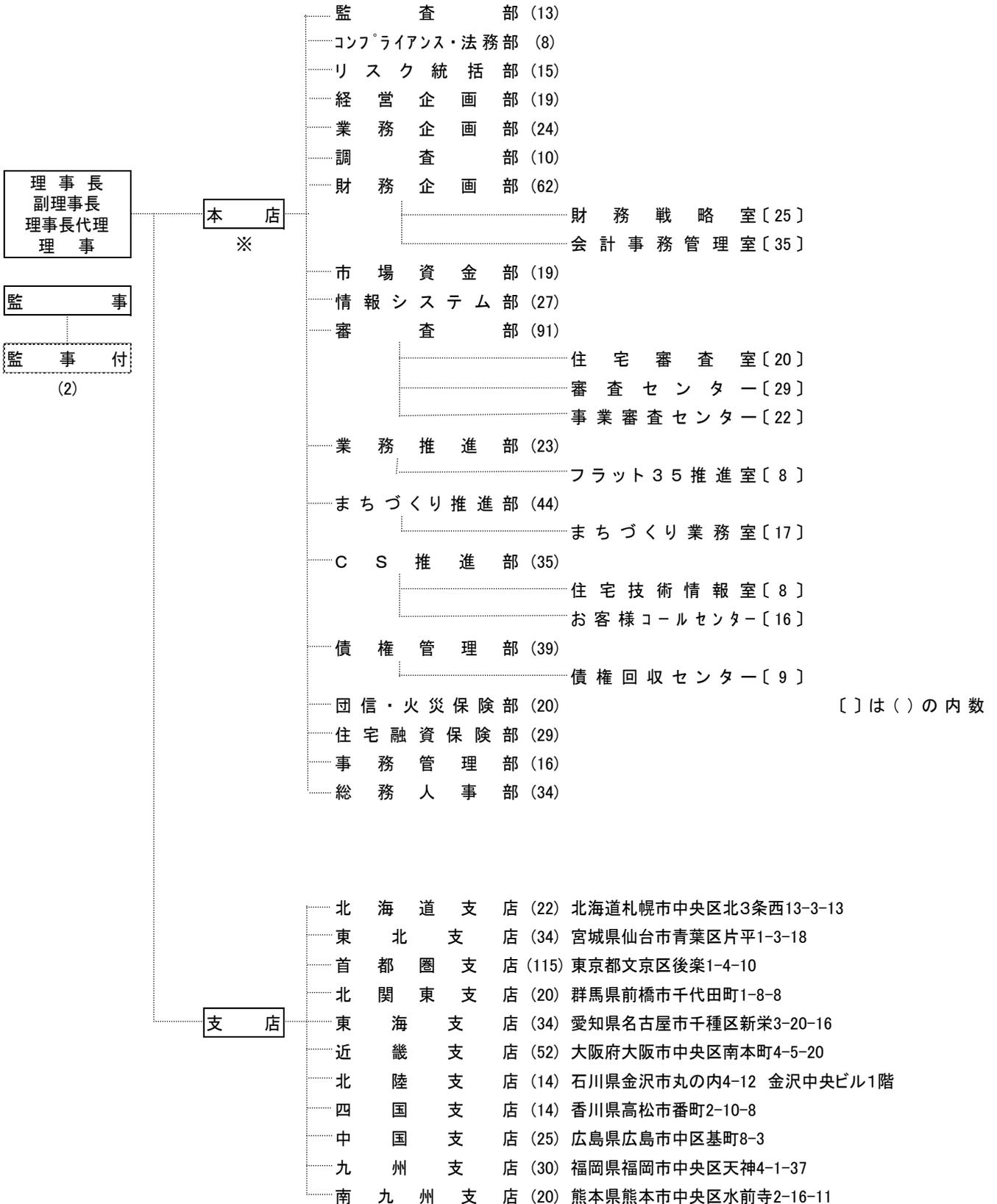
1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

役員	11人
職員	910人
合計	921人

※ 東京都文京区後楽1-4-10



No.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○国民の多様な居住ニーズを満たす安全・安心で良質な住宅を適時・適切に選択できる住宅市場の形成、高齢者が安心して暮らせる住まいと福祉サービス等の一体的な供給や地球温暖化対策に関連した住宅の省エネ性能の向上等が求められる中、住宅金融支援機構は、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが求められている。

○このような住宅取得支援政策の観点からは、住宅ローンの商品設計は、変動金利型ローンと固定金利型ローンの両方が利用しやすい形で存在していることが望ましいが、長期・固定の住宅ローンの供給を預金等の短期資金を貸出原資としている民間金融機関のみに委ねた場合には、量的な確保や低利での供給が必ずしも十分なものとはならない可能性があると考えられる。そこで、国の政策的な関与のもと、住宅金融支援機構は、相対的に低利な長期・固定の住宅ローンが職業、性別、地域等による画一的な選別なく、効率的かつ安定的に供給されるよう、一般の金融機関を支援している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

【メリット】

- ・企業会計規則に則った経営を行うことにより、財務諸表の公開等、透明性に優れた経営が可能となったこと。
- ・第三者組織である独立行政法人評価委員会による評価を受け、その結果を次年度に反映する仕組みが構築されたこと。

なお、住宅金融支援機構は従来から運営費交付金を受け入れていないが、独立行政法人化に伴い、中期計画に基づくPDCAサイクルの徹底等の自立的な経営のもと、証券化支援事業をはじめとした民間金融機関の支援・補完を推進したことにより財務内容が改善され、平成24年度には、国からの補給金（旧住宅金融公庫が過去に行った融資に係る債権を整理する既往債権管理勘定に対するもの）に頼らない形での業務運営が可能となった。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	2	住宅金融支援機構
復興庁	168	東日本大震災災害復興住宅融資等緊急対策費補助金（東日本大震災関連）
財務省	17	財政投融资（財政投融资資金）の運用に関する経理、財政投融资（産業投資）の運用に関する経理

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
内部管理業務	給与振込事務、研修業務 等	298	(株)ワンビシアークイブズ (株)HS情報システムズ 有限責任監査法人トーマツ 他
庁舎管理業務	ビル管理、清掃 等	225	(株)ビル代行 (株)HS情報システムズ キョウワプロテック(株) 他
システム関連業務	総合オンラインシステム運用保守管理業務 等	6,726	(株)HS情報システムズ (株)エヌ・ティ・ティ・データ (株)オービック 他
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
金融機関への委託業務	融資業務、買取債権等に係る管理回収業務	19,030	(株)三菱東京UFJ銀行 SBIモーゲージ(株) (株)みずほ銀行 他
地方公共団体等への委託業務	工事審査業務	67	(一財)宮城県建築住宅センター (株)東日本住宅評価センター (一財)ふくしま建築住宅センター 他
債券の元利金支払業務を行う金融機関への委託業務	債券の元利金支払い業務	1,160	(株)三井住友銀行 (株)みずほ銀行 (株)新生銀行 他
サービスへの委託業務	買取債権等に係る管理回収業務	5,089	(株)住宅債権管理回収機構 エム・ユー・フロンティア債権回収(株) 日立キャピタル債権回収(株) 他
その他	コールセンター業務、抵当権移転登記に係る司法書士報酬の支払業務 等	2,592	(株)ベルシステム24 司法書士法人ファミリア 司法書士法人中央グループ 他

No.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとする。

② これに対する現時点での考え方

上記措置内容を踏まえ国土交通省住宅局長の私的諮問委員会として設置された「住宅金融のあり方に係る検討会（H20.2～H21.8）」及び国土交通省に設置された「長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会（H22.1～H22.7）」においては、住宅金融における公的関与のあり方、MBS市場との関係、適切に実施されるガバナンスを踏まえた組織形態が必要とされつつも、具体の組織形態に関し、独立行政法人の法人形態を維持するか否かに関しては両論併記とされた。現時点での組織形態の考え方に関しては下記の（2）②の通りである。

（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について

① 措置内容

本法人の業務をより効率的に実施するため、会社法のガバナンスの導入も含め、組織の在り方について、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置して検討し、本年度中に基本的な論点について整理した上で平成24年夏までに結論を得る。その際、現在の金融市場が不安定な状況にあることから、MBS市場の混乱やこれに伴う長期固定の住宅ローンの金利の上昇などの事態を招かないように十分に配慮する。

② これに対する現時点での考え方

上記措置内容を踏まえ内閣府に設置された「住宅金融支援機構の在り方に関する調査会（H24.2～H24.6）」において、「市場活用型の政策実施機関」にふさわしいガバナンスを実現するために、組織の位置づけとしては行政法人が適切であるとされ、また、「執行と監督の分離」を徹底するために、機構内部に「監督委員会（仮称）」を設置することが提言された。現時点では、組織の位置づけとして行政法人が適切であるということをはじめ総論としては異論は無いものの、「監督委員会（仮称）」については、独立行政法人通則法との整合性、責任と権限の分担の観点から、その設置を検討する際には十分な議論が尽くされる必要があると思料される。

（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項

① 指摘事項

—

② 対応状況

—

No.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○相対的に低利な長期・固定の住宅ローンの効率的・安定的な供給のため住宅金融支援機構が民間金融機関を支援することの政策的意義は、「住宅金融のあり方に係る検討会（H20.2～H21.8／国土交通省住宅局設置）」、「住宅金融支援機構の在り方に関する調査会（H24.2～H24.6／内閣府設置）」「証券化支援事業の課題に関する検討委員会（H25.2～H25.7／住宅金融支援機構設置）」等で都度確認されてきたところ。

○上記のような政策的意義が認められつつも、「住宅金融支援機構の在り方に関する調査会」においては、機構の組織の在り方が最適であるかは検討が必要であるとされ、「市場活用型の政策実施機関」にふさわしいガバナンスの実現のため以下2点の提言有り。

- ・組織形態としては行政法人が適切。
- ・「執行と監督の分離」徹底のため、機構内部に「監督委員会（仮称）」を設置。

○組織の位置づけとして行政法人が適切であるということをはじめ総論として異論は無いが、「監督委員会（仮称）」については、独立行政法人通則法との整合性、責任と権限の分担の観点から、その設置を検討する際には十分な議論が尽くされる必要有りと思料。

○これまでも、時々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、評価委員会を活用しつつ各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところ、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	97	所管	国土交通省 財務省	法人名	独立行政法人住宅金融支援機構
-----	----	----	--------------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—